

処遇改善等加算 I

資料2-1

【概要】

当該加算率は、4月1日現在の常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務している職員で正職員・パート問わず）1人当たりの平均経験年数に応じた加算率の基礎分と賃金改善要件分（キャリアパス要件分を含む）の値を合計した値により認定する。

【支給対象】

当該施設に勤務する全職員を対象に、月例給・一時金により支払うものとする。

①基礎分

平均経験年数に応じて設定（2～12%）

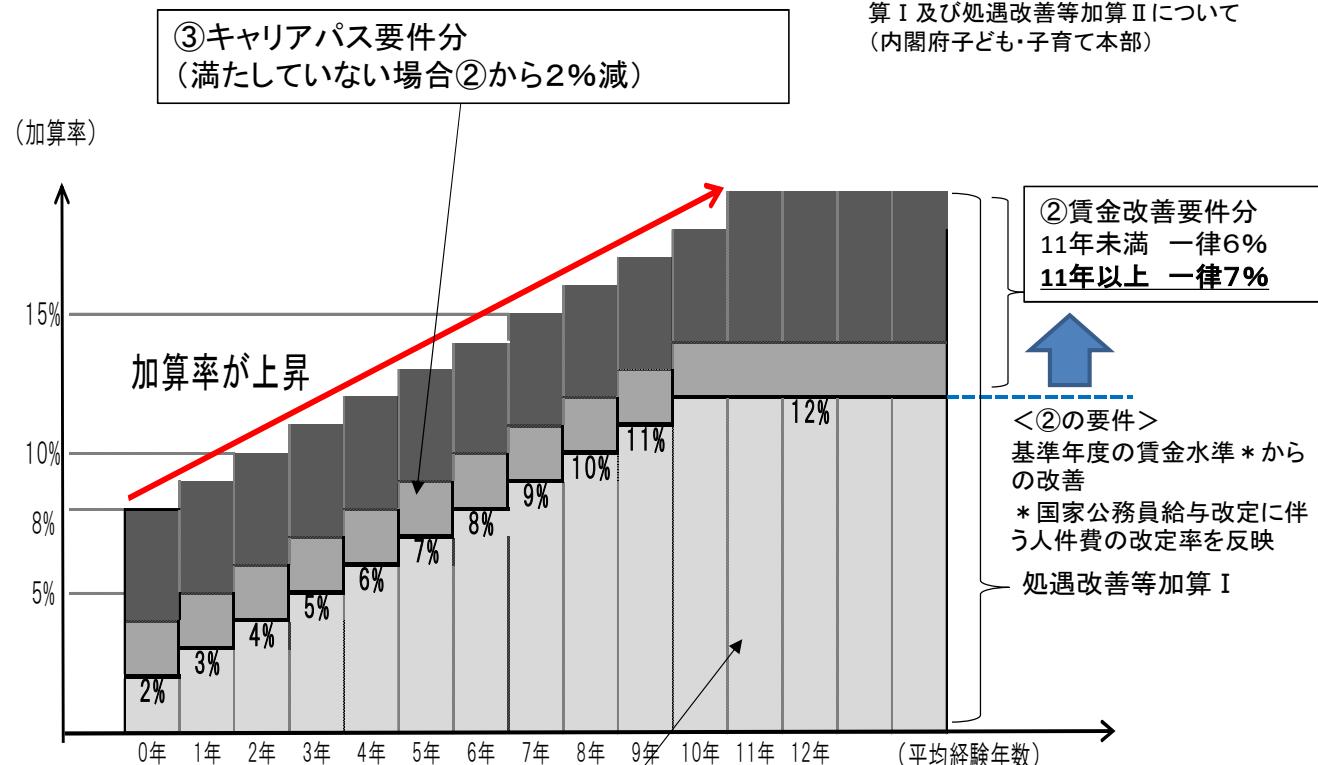
②賃金改善要件分

「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「人件費の改定状況を踏まえた部分」に対し、賃金改善を行う（6%、平均勤続年数11年以上の施設は7%）。

③キャリアパス要件分（②の内数）

役職や職務内容等に応じた勤務条件・賃金体系の設定、資質向上の具体的な計画策定及び計画に沿った研修の実施又は研修機会の確保、職員への周知等が要件（満たさない場合、②から2%減）

引用：施設型給付費等に係る処遇改善等加算 I 及び処遇改善等加算 IIについて
(内閣府子ども・子育て本部)



*新規開設園の場合、当該加算率は暫定加算率8%を適用します。
夏の本認定に伴い、遡及して精算を行います。

①基礎分

※経験年数が上昇するとともに増加する加算額については、昇給等に充当することが必要

処遇改善等加算Ⅱ

資料2-1

【概要】

園長及び主任保育士未満の技能・経験を積んだ職員に対して、追加的に人件費を加算する。

【支給対象】

A 副主任保育士等

概ね7年以上の経験を有する者。

B 職務分野別リーダー等

概ね3年以上の経験を有する者。

※キャリアアップ研修の要件(令和5年度から段階的に適用)は次頁以降参照。

発令や職務命令等を行った上で毎月支払われる月例給・手当により支払うものとする。

【配分】

A 副主任保育士等

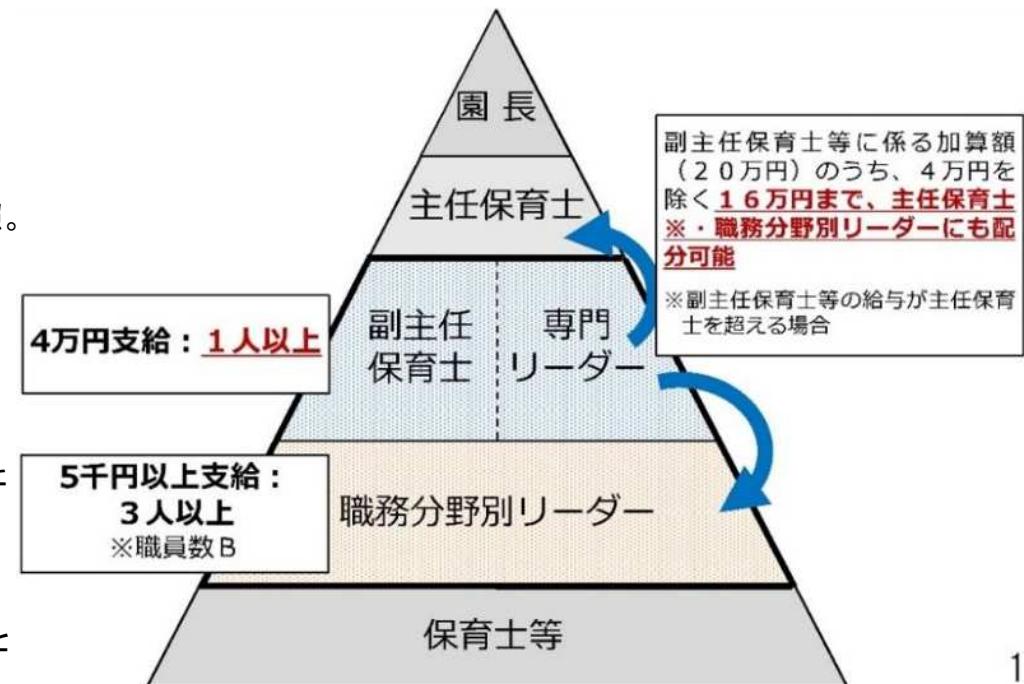
原則として月額4万円。ただし、月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができます。

B 職務分野別リーダー等

原則として月額5千円。ただし、月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができます。

※職務分野別リーダーに配分する場合は、副主任保育士等に係る賃金改善額のうち、最も低い額を超えないこと。

〈人数A:5人、人数B:3人のイメージ図〉



処遇改善等加算Ⅱ概要図

**研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築**



キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体:都道府県等
- ※ 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き継ぎ有効
- ※⑦については令和元年度までに実施した研修に限る

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>

※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

園長

<平均勤続年数24年>

主任保育士

<平均勤続年数21年>

副主任保育士

専門リーダー

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
- ※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3及び1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について

資料2-1

概要

令和5年度から、処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件が、以下の表のとおり段階的に適用されます。

処遇改善等加算Ⅱによる改善を受ける前月までに必要となる研修を修了している必要がありますので、処遇改善等加算Ⅱによる改善を想定する職員には、計画的な研修受講を促してください。

なお、加算の認定に当たっては、要件を満たす修了証の写しを提出いただく予定です。

研修受講要件の適用時期

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
副主任保育士 (人数A)	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち1つ以上</u>	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち2つ以上</u>	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち3つ以上</u>	専門分野別研修のうちの 3以上の研修分野 及びマネジメント研修
専門リーダー [※] (人数A)	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち1つ以上</u>	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち2つ以上</u>	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち3つ以上</u>	専門分野別研修のうちの 4以上の研修分野
職務別分野リーダー (人数B)	研修受講要件を 適用しない	専門分野別研修のうち、職務 分野別リーダーとして担当す る職務分野に対応する分野を 含む1以上	専門分野別研修のうち、職務 分野別リーダーとして担当す る職務分野に対応する分野を 含む1以上	専門分野別研修のうち、職務 分野別リーダーとして担当す る職務分野に対応する分野を 含む1以上

市処遇改善等加算Ⅱ

【概要】

国の公定価格において、処遇改善等加算Ⅰの加算率算定の基礎となる職員の経験年数が3～6年の者と7年以上の者が多くいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分を行えない場合に、賃金改善額を補完する。

概ね国処遇改善等加算Ⅱと同様の性質となるが、支給対象、発令の要不要等異なる。

【加算額】

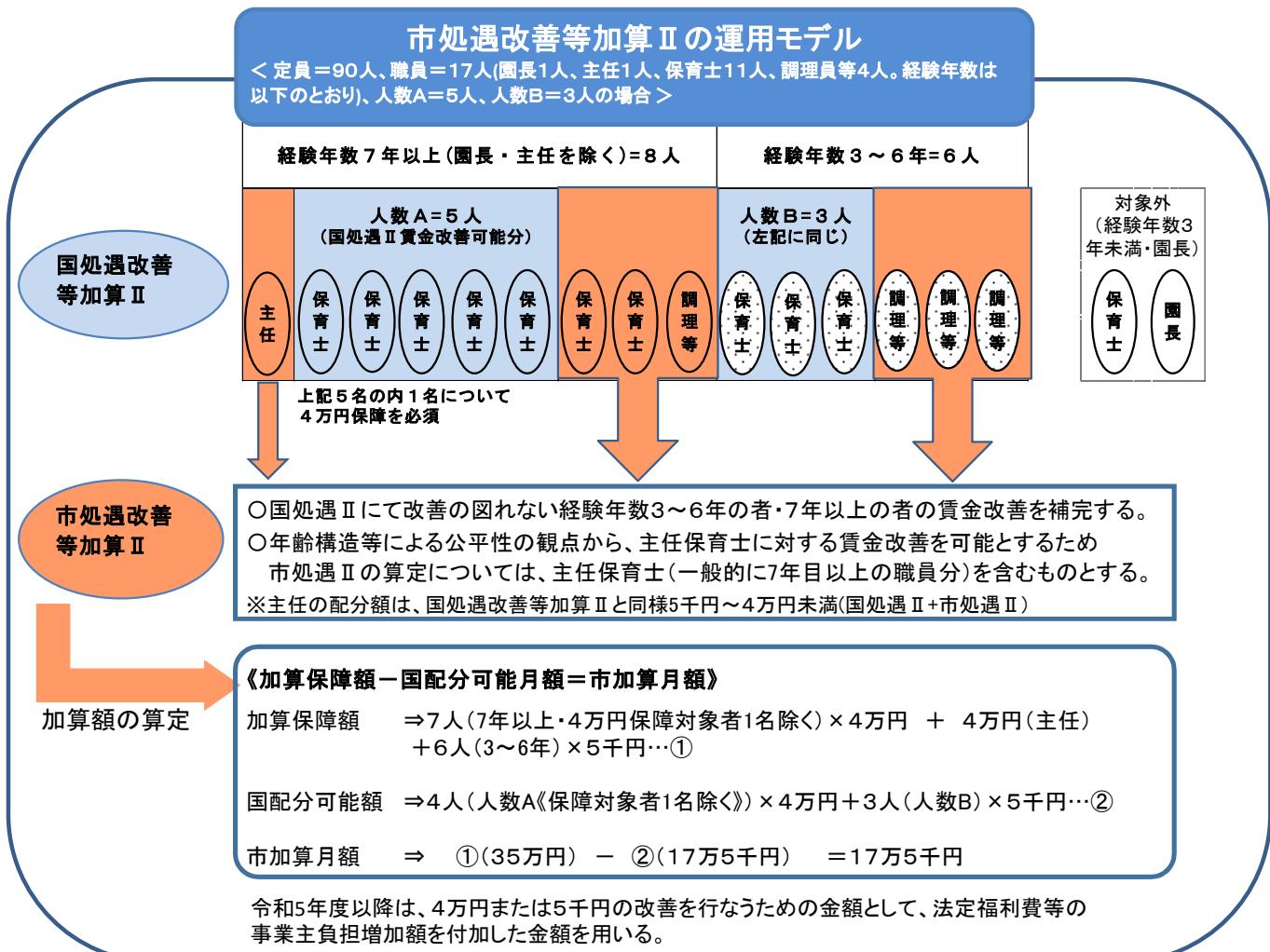
3～6年の者と7年以上の者を限定とする(発令は不要)。※国処遇Ⅱとは異なる

国処遇改善等加算Ⅱの配分可能額(副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額)に対し、経験年数が3～6年の者に5千円及び最低4万円の保障対象とならない7年以上の者(いずれも園長を除く)にも4万円を配分(加算保障)した場合に不足する額。

令和5年度以降、法定福利費等の事業主負担増加額を含む。

※国処遇Ⅱの算定基礎となる職員数に1を加えた人数を上限とする。

《加算保障額－配分可能額＝市加算月額》



市処遇改善等加算Ⅱの取扱いに係る見直しについて

資料2-1

1 市処遇改善等加算Ⅱ 加算額

【変更前】

国処遇Ⅱの配分可能額(副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額)に対し、処遇改善等加算Ⅰの算定基礎となる職員であり、経験年数が3～6年目の者に5千円、7年以上の者(いずれも園長を除く)から月額4万円の改善を行うことが必須とされる1人を除いた者に4万円を配分した場合に、不足する額。

【変更後】

上記の額に、**市処遇Ⅱに係る法定福利費等の事業主負担増加額を付加**した額。

令和5年度における市処遇改善等加算Ⅱの算出方法

令和5年度における市処遇改善等加算Ⅱの算出は、4万円の改善を行なうための金額を48,780円、5千円の改善を行なうための金額を6,100円により算出する。

- ・国人数A又はB:国における処遇改善等加算Ⅱにおける人数A又は人数B
- ・市人数A:経験年数が7年以上の者(園長を除く)
- ・市人数B:経験年数が3～6年目の者(園長を除く)

- 加算保障額=(市人数A-4万円保障対象者1人)×48,780円
+市人数B×6,100円 ……①
- 国加算の配分可能額=(国人数A-4万円保障対象者1人)×48,780円
+国人数B×6,100円 ……②
- 市加算月額=①加算保障額-②国加算配分可能額

2 国処遇改善等加算Ⅱの拠出に係る市処遇改善等加算Ⅱの取扱い

【変更前】

国処遇改善等加算Ⅱの加算額を他都市系列園へ拠出する場合であっても、市処遇改善等加算Ⅱの加算額は減額しない。

【変更後】

国処遇改善等加算Ⅱの加算額を他都市系列園へ拠出する場合、実質的に市処遇Ⅱの加算額が他都市系列園の賃金改善に充てられていることになるため、**他都市系列園への拠出額と同額を市処遇改善等加算Ⅱの加算額から減額**する。

	拠出	受入
川崎 市内 A保育所	100,000円	
川崎 市内 B保育所		70,000円
市外 C保育所		30,000円

- ・市内A園から市内B園へ拠出されている7万円については、市内への拠出のため、市処遇改善等加算Ⅱの加算額から減額しない。
- ・市内A園から市外C園へ拠出されている3万円については、実質的に市処遇改善等加算Ⅱの加算額が他都市系列園の賃金改善に充てられていることになるため、市処遇Ⅱの加算額から減額する。

処遇改善等加算Ⅲ

資料2-1

1 概要

令和4年2月から実施された、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」から継続して、令和4年10月以降における賃金の継続的な引上げ(ベースアップ)等に要する費用を加算する。

2 主な要件

- ①加算Ⅲによる賃金改善見込額の総額の3分の2以上が、**基本給又は決まって毎月支払われる手当**の引上げによるものであること。
- ②賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。
- ③**具体的な内容を職員に周知**していること

3 配分対象職員

保育所等に勤務する職員

※役員を兼務する管理者を除く

※算出方法については、国が見直しを進めており、現時点では未定です。国から通知され次第、御連絡します。

市処遇改善等加算Ⅲ

資料2-1

1 事業概要

当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に、「市が配置を求める市加配職員等」に対し、3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行うために要する費用を加算する。

2 実施要件、対象施設・事業所

小規模保育事業A・B型 事業所内保育事業

3 算定対象職員

・年休代替保育士 ・休憩休息保育士 ※休憩休息保育士は保育所型事業所内保育事業のみ対象

4 令和5年度補助基準額（賃金改善部分）

算定対象職員一名につき、月額11,000円（9,000+法定福利費事業主負担分）

5 加算見込額（月額）

補助基準額（月額）×算定対象職員数 ※

※ 算定対象職員数は、加算当年度内の賃金改善実施期間における各月の年休代替保育士・休憩休息保育士の平均配置人数（見込）の合計人数

【国処遇改善等加算Ⅲの拠出に係る市処遇改善等加算Ⅲの取扱い】

- ・国の加算額と異なり、市の加算額については、施設間配分は行えない。
- ・国加算額を川崎市以外の他都市へ拠出する場合は、市加算額を拠出額と同額分減額とする。

地域型保育事業における市処遇改善等加算Ⅲイメージ

資料2-1

例) 小規模保育事業A型
定員19名の場合

＜定員＝19人、職員＝12人(管理者1人、保育士9人、調理員2人)＞
＜公定価格上の必要保育士数5名＋調理員1名＞＜市加配保育士数1名＞

賃金改善対象職員

公定価格上の配置基準
(国事業)

管理者・保育士・調理員等
(7名)

※役員を兼務する管理者は除く

市賃金改善部分対象職員（市事業）

市が上乗せで配置を求める市加配職員等
・年休代替保育士
(1名)

+

一人当り月額11,000円
(9,000円＋法定福利費事業主負担分)

公定価格を超えて配置する加配職員等
に対する賃金改善部分を追加的に支給

＜加算見込額(月額)＞

11,000円(R5年度補助基準額) × 1名(算定対象職員数)

＜留意事項＞

上記モデルは市の加算額の対象職員をイメージしたものであり、配分する際は、「国加算額」と「市加算額」を施設の裁量において賃金改善の対象職員に配分することが可能。